

議案第 9 号

四條畷市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

道路法施行令の一部改正により、道路占用料の額が見直されたことを踏まえ、市道に係る占用料の額を改定するため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

四條畷市道路占用料徴収条例（平成１０年条例第２６号）の一部を次のとおり改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

占有物件		単位	期間	占有料
法第３２条 第１項第１ 号に掲げる 工作物	第１種電柱	１本	１年	２，５００円
	第２種電柱			３，８００円
	第３種電柱			５，１００円
	第１種電話柱			２，２００円
	第２種電話柱			３，６００円
	第３種電話柱			４，９００円
	その他の柱類			２２０円
	共架電線その他上空に設ける線類	１メートル	１年	２２円
	地下電線その他地下に設ける線類			１３円
	路上に設ける変圧器	１個	１年	２，２００円
	地下に設ける変圧器	１平方メートル	１年	１，３００円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個	１年	４，４００円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			１，８００円
	その他のもの	１平方メートル	１年	４，４００円
法第３２条 第１項第２ 号に掲げる 物件	外径が０．０７メートル未満のもの	１メートル	１年	９２円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			１３０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			２００円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			２６０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			４００円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			５３０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			９２０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			１，３００円
	外径が１メートル以上のもの			２，６００円
	その他のもの	１平方メートル	１年	４，４００円
法第３２条 第１項第５	上空に設ける通路	１平方メートル	１年	２，１００円
	地下に設ける通路			１，３００円

号に掲げる 施設				
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料	１平方メートル	１月	４２０円	

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（四條畷市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

２ 四條畷市法定外公共物の管理に関する条例（平成１６年条例第２１号）の一部を次のとおり改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１１条関係）

占有物件		単位	期間	占用料
道路法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本	１年	２,５００円
	第２種電柱			３,８００円
	第３種電柱			５,１００円
	第１種電話柱			２,２００円
	第２種電話柱			３,６００円
	第３種電話柱			４,９００円
	その他の柱類			２２０円
	共架電線その他上空に設ける線類	１メートル	１年	２２円
	地下電線その他地下に設ける線類			１３円
	路上に設ける変圧器	１個	１年	２,２００円
	地下に設ける変圧器	１平方メートル	１年	１,３００円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個	１年	４,４００円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			１,８００円
	その他のもの	１平方メートル	１年	４,４００円
道路法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	１メートル	１年	９２円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			１３０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			２００円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			２６０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			４００円

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			530円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			920円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,300円
	外径が1メートル以上のもの			2,600円
	その他のもの	1平方メートル	1年	4,400円
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1平方メートル	1年	2,100円
	地下に設ける通路			1,300円
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		1平方メートル	1月	420円

(四條畷市都市公園条例の一部改正)

3 四條畷市都市公園条例（昭和61年条例第15号）の一部を次のとおり改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

種別		単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合		1 平方メートル	1 年	4, 0 0 0 円
公園施設を管理する場合		1 平方メートル	1 年	8, 0 0 0 円
第 1 種電柱		1 本	1 年	2, 5 0 0 円
第 2 種電柱				3, 8 0 0 円
第 3 種電柱				5, 1 0 0 円
第 1 種電話柱				2, 2 0 0 円
第 2 種電話柱				3, 6 0 0 円
第 3 種電話柱				4, 9 0 0 円
その他の柱類				2 2 0 円
共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル	1 年	2 2 円
地下電線その他地下に設ける線類				1 3 円
公衆電話所		1 個	1 年	4, 4 0 0 円
郵便差出箱及び信書便差出箱				1, 8 0 0 円
簡易型携帯電話システムに係る無線基地局		1 個	1 年	1, 6 5 0 円
標識、看板等		1 本	1 年	1 0, 2 0 0 円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	9 2 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			1 3 0 円

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			200円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			260円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			400円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			530円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			920円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,300円
	外径が1メートル以上のもの			2,600円
高架で設ける施設	1平方メートル	1年	2,100円	
地下に設ける施設			1,300円	
法第7条第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートル	1月	900円	
令第12条第7号に掲げる工事用施設及び同条第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートル	1月	420円	
行商、募金、出店等を行うとき	1平方メートル	1日	4,000円	
業として映画を撮影するとき	1箇所	1日	4,000円	
業として写真を撮影するとき	写真機1台	1日	4,000円	
興行を行うとき	1平方メートル	1日	20円	
競技会、展覧会、集会等を行うとき	1平方メートル	1日	20円	